

令和3年度スマホスタンプラリー業務委託仕様書

1 委託業務名

令和3年スマホスタンプラリー業務委託

2 業務の目的

つくば霞ヶ浦りんりんロードにサイクリストが多く集まる時期にあわせ、つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線市町村の観光地等への周遊を図るため、スマートフォンのGPS機能を活用したスタンプラリーを実施する。

4 業務の内容

(1) スタンプラリーシステムの構築

- ① iOS及びandroidのスマートフォンに対応したアプリもしくはWEB方式によるシステムとすること。（既存のシステムでも可）
- ② スマートフォンのGPS機能を活用したスタンプラリー企画とすること。
- ③ つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会の構成市町村である14市町村に各3箇所以上、計42箇所以上のスタンプスポットを設けること。
- ④ 任意のスタンプ数を集めることで、参加賞の入手や景品抽選の応募ができる仕組みとすること。
- ⑤ 一日でとれるスタンプ数を制限する、何度も応募できる等、複数回の利用を促す仕組みを入れること。

※①～⑤の条件を基本とするが、より実行性の高い内容で実施できる場合等には、受託者の提案でこれを変更することを妨げない。

(2) システム維持管理業務

- ① 安定してシステムを運用できるよう、保守・運用を行うこと。
- ② OSのバージョンアップに随時対応するとともに、アプリのダウンロード状況等を把握できるようにすること。
- ③ システムの不具合等が見つかった場合はこれを修正し、アップデートを行うこと。
- ④ システムの不具合等について対応窓口を設けること。
- ⑤ 3月下旬から1ヶ月半程度運用できる機能を有すること。

(3) 業務全体のPR

契約金額の範囲内で、PR等を積極的に行うほか、県や協議会が行う情報発信に協力すること。

(4) その他

スタンプラリー利用者が消費行動につなげる取組を協議会と連携し実施すること。

5 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「茨城県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

6 著作権の取扱い

- (1) 受託者は、委託者に対し、成果品にかかる著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するとともに、本業務を実施する上で発生する権利関係の処理及びこれに関する一切の費用負担は受託者が責任を持って行うものとする。
- (2) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

7 成果品等

(1) 成果品

- ① 業務実施報告書 一部
- ② ①及びPR素材等作成データ（DVD等により電子データで提出） 一式

(2) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6号
つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会事務局
(茨城県県民生活環境部スポーツ推進課内)

8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に明示無き事項または業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。